

富士・富士宮市CNG(圧縮天然ガス)車普及促進モデル事業

富士市、富士宮市では、極めて高い環境性能を有する低公害車であるCNG車(圧縮天然ガス車)の普及を促進し、もって自動車排出ガスによる大気汚染を防止し、市民の健康の保護及び生活環境の保全を図るため、「富士・富士宮市CNG車普及促進協議会」を国土交通省、静岡県及び事業者とともに平成18年度に立ち上げ、CNG車普及促進モデル事業への取り組みを始めました。

CNG車普及促進モデル事業とは、環境対策に関心の高い先進的な地域において、地方公共団体を中心とする関係者の協力の下、集中的かつ計画的なCNG車の導入及びCNG車導入に向けた環境整備を実施し、CNG車の普及の更なる促進を図ることを目的として、平成17年度に国土交通省で創設された事業です。

富士市及び富士宮市は、CNG車普及促進モデル事業に基づき、平成19年8月13日付けで国土交通省より全国で11番目となる「CNG車普及促進モデル事業実施地域」に指定されました。

CNG車普及促進モデル事業実施地域指定交付式(国土交通省副大臣室)



平成19年8月13日(月)

- [1 天然ガス自動車とは](#)
- [2 富士・富士宮市CNG車普及促進協議会](#)
- [3 CNG車普及促進計画の概要\(平成19年6月現在\)](#)
- [4 CNG車導入助成制度](#)
- [5 天然ガスステーション](#)

1 天然ガス自動車とは

代替エネルギー車(非石油燃料車)として普及が始まった天然ガス自動車ですが、その後の低公害車政策を背景に特にディーゼル代替の低公害車として普及が進んでいます。

海外ではガソリン等との切り替えが可能なバイフュエル車も多く使用されていますが、日本では天然ガスの特性に合わせた専用設計により、非常に優秀な排気特性と高いドライバビリティを両立した天然ガス専用のCNG車が主流となっています。

1 - 1 天然ガス自動車の種類

天然ガス自動車は、燃料の貯蔵方式で分類すると次のようになります。

・圧縮天然ガス自動車(CNG 自動車)

天然ガスを気体のまま、高圧(20MPa、24.8MPa 等)でガス容器に貯蔵するタイプ

・液化天然ガス自動車(LNG 自動車)

天然ガスを液体(-162)で、超低温容器に貯蔵するタイプ

・吸着天然ガス自動車(ANG 自動車)

天然ガスを、ガス容器内の吸着材に吸着させ、圧力数 MPa で貯蔵するタイプ

現在、世界各国で利用されている天然ガス自動車のほとんどは、圧縮天然ガス自動車(CNG 自動車)です。液化天然ガス自動車(LNG 自動車)については、我が国でも 1996 年度から実用化に向けた開発が始まっており、LNG 自動車、LNG スタンドの試作が 1998 年 12 月に完了、2001 年 6 月から公道走行試験を行っています。

1 - 2 天然ガス自動車の普及状況

関係法規の整備、国、地方自治体やトラック協会等の助成・補助制度で導入環境も整い、本格的な普及期に入っています。

2006年12月末現在、**全国で30,469台**が導入されており(日本ガス協会により四半期ごとに集計)、急速に普及しています。

世界では、530万台以上の天然ガス自動車が活躍しています。

詳細:http://www.gas.or.jp/ngvj/spread/jpn_spread.html

1 - 3 天然ガス自動車の特徴

自動車の排気ガスによる大気汚染は私たちの生活環境に深刻なダメージを与えています。NGV なら、光化学スモッグや酸性雨の原因となる NOx(窒素酸化物)や HC(炭化水素)、CO(一酸化炭素)などの排出量を、従来車にくらべて大幅に低減できます。**喘息やアトピーの原因といわれる黒煙や粒子状物質(PM)もほとんど排出しません。**

天然ガス自動車の燃料である都市ガス(天然ガス)とガソリン、軽油を比較すると、燃料自体のCO2排出量が単位発熱量あたりで約25%少なく、現在、**都市内を走行している天然ガス自動車は、ガソリン車、ディーゼル車と比較して約1~2割のCO2排出削減効果があるとされています。**

ガソリン車に近い燃焼方式であるため、騒音や振動が従来車にくらべて少なく、静かな自動車として知られています。騒音はディーゼル車の約半分、振動はガソリン車と同等であると言われています。深夜配送などで活躍しています。

乗用車からトラック、フォークリフトまでさまざまな車種をラインナップしています。コンビニや宅配便などの配送用トラック、バス、ゴミ収集車、工場や市場の場内作業車など、あらゆるシーンで使用されています。

総合カタログ

http://www.env.go.jp/air/car/vehicles2006/frame-2_3.htm

天然ガスは世界各国で産出し、石油のように特定の地域にかたよっていません。また、今後 60 年以上使えると言われており、石油(ガソリン、ディーゼル)よりはるかに資源が豊富です。

2 富士・富士宮市CNG車普及促進協議会

2-1 経過

(1) 設立総会

平成18年5月22日(月)、富士市役所消防防災庁舎5階研修室において設立総会が開催され、「富士・富士宮市CNG車普及促進協議会会則」が承認されたことにより、当協議会が発足した。

(2) 平成18年度第2回協議会

平成18年6月8日(木)、富士市役所消防防災庁舎5階第1会議室において、平成18年度第2回協議会が開催され、平成18年度のCNG車普及促進計画及び富士・富士宮市CNG車普及促進セミナーの実施が承認された。

(3) 平成18年度第3回協議会

平成18年8月4日(金)、富士市文化会館ロゼシアター4階第3会議室において平成18年度第3回協議会が開催され、平成18年度「CNG車普及促進モデル事業」申請を断念したことを説明、了承された。これに伴い、CNG車普及促進セミナーも平成18年度は実施しないことが了承された。

(4) 平成18年度第4回協議会

平成18年10月4日(水)、富士市役所消防防災庁舎5階第1会議室において平成18年度第4回協議会が開催され、普及促進計画について、以下の変更が了承された。

富士・富士宮市天然ガス自動車普及促進展示・試乗会について

12月9日に富士市にて、同展示・試乗会が開催されることが了承された。

天然ガス自動車全国PRキャラバン実施について

富士宮市役所で同キャラバンが開催されることが了承された。

(5) 天然ガス自動車全国PRキャラバン

平成18年11月21日(火)に、富士宮市役所正面玄関前において、(社)日本ガス協会主催の「黒煙ゼロ・天然ガス自動車 全国PRキャラバン 2006」が実施された。

- ・キャラバン隊長から協議会にメッセージ及び記念品が贈呈された。
- ・協議会副会長からキャラバン隊長にメッセージ及び地元特産品が贈呈された。
- ・富士宮市助役、国土交通省中部運輸局静岡運輸支局、富士急静岡バス(株)、静岡ガス(株)の挨拶
- ・出発記念シールを富士宮市助役が添付した。



出発記念シール添付

(6) 富士・富士宮市天然ガス自動車普及促進展示・試乗会

平成18年12月9日(土)、場所 富士市農協会館館ホワイトパレス 駐車場特設会場において、「富士・富士宮市天然ガス自動車普及促進展示・試乗会」を開催した。協議会員等の協力で、バス・トラック・小型貨物車などの展示、PR活動や試乗体験会を実施した。

また、同時に、富士市主催の「第6回 富士市環境シンポジウム」も同施設内で開催され、この中で、長貫運送有限会社及び富士急静岡バス(株)の事例発表も行ない、市民にCNG車普及促進をPRした。



展示車両の一部

(7) 平成19年度第1回協議会

平成19年6月6日(水)に、富士宮市役所4階410会議室において、平成19年度第1回協議会が開催され、本年度計画及び「CNG車普及促進モデル事業実施地域指定申請書」を提出することが決定された。

(8) 「CNG車普及促進モデル事業実施地域指定申請書」の提出

平成19年7月24日(火)に、富士市長・富士宮市長連名で国土交通省に「CNG車普及促進モデル事業実施地域指定申請書」を提出した。

(9) CNG車普及促進モデル事業指定

平成19年8月13日(月)、富士市長、富士宮市長が望月国土交通省副大臣室を訪れ、「CNG車普及促進モデル事業実施地域指定書」を受理した。

2-2 協議会会則

富士・富士宮市CNG車普及促進協議会会則

(目的・名称)

第1条 CNG車の普及促進により、大気汚染・騒音公害等の地域環境の改善及び地球温暖化防止を目的とし、富士・富士宮市CNG車普及促進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) CNG車普及促進計画の策定
- (2) CNG車普及啓発に関する事業の実施
- (3) CNG車普及促進計画のフォローアップ調査の実施
- (4) その他必要な事項に関すること

(委員)

第3条 協議会は、第1条の目的に賛同する事業者及び関係自治体等を委員として別表1に掲げる団体等により構成する。

(会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長と副会長は、富士市環境部長と富士宮市環境経済部長が1年ごとに交代し務める。

3 協議会においては、会長が議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の場合は、副会長が代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集するものとする。

2 協議会は、必要に応じて別表1以外の団体等の出席を求めることができる。

3 協議会は、協議事項の検討・調整を円滑に実施するため、別表2に掲げる幹事を置く。

(幹事会)

第6条 幹事は必要に応じて幹事会を開催し、協議会に係る事務を行う。

(その他)

第7条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、協議会の会長が定める。

附則

この会則は、平成18年5月22日から施行し、平成21年3月31日をもって廃止する。

附則

この会則は、平成19年6月6日から施行し、平成21年3月31日をもって廃止する。

別表1

地方公共団体	静岡県県民部環境局 富士市環境部 富士宮市環境経済部
ガス事業者	静岡ガス株式会社
運送事業者	富士急静岡バス株式会社 長貫運送有限会社 佐川急便株式会社中京支社富士店 富士宮牛乳運輸株式会社 東部急送株式会社 有限会社大洋ライン 米久ベンディング株式会社
その他の参加者	国土交通省中部運輸局自動車交通部 国土交通省中部運輸局静岡運輸支局 財団法人運輸低公害車普及機構 社団法人静岡県バス協会 社団法人静岡県トラック協会 富士地区貨物運送事業協同組合 鈴与商事株式会社

別表2

国土交通省中部運輸局静岡運輸支局総務企画担当 富士市環境部環境政策課 富士宮市環境経済部環境政策課 静岡ガス株式会社

3 CNG車普及促進計画の概要(平成19年6月現在)

CNG車導入計画

富士市・富士宮市では、CNG車普及促進モデル事業実施地域の指定を受けるに当たり、富士・富士宮市CNG車普及促進協議会で協議の上、CNG車普及促進計画を策定しました。
この普及促進計画に基づき、平成19～21年度の3ヵ年でCNG車普及を促進します。

年度	バス・トラック導入数 (台)	窒素酸化物削減量 (kg/年)	PM(粒子状物質)削減量 (kg/年)
19	17	2,465	391
20	14	2,030	322
21	14	2,030	322
合計	45	6,525	1,035

今後の取り組み

(1) 市としての取組

富士市は、富士市環境基本計画に基づき、公用車・塵芥車に原則として低公害車を導入していますが、中でもCNG車を重点的に導入していきます。

富士宮市は、市内にCNGスタンドが無く、CNG車普及の障害となっております。
このため、利便性がよい場所にCNGスタンドを整備するため、ガス供給事業者と協働して場所の選定、機器の配置等を積極的に推進します。

富士・富士宮市CNG車普及促進協議会の活動を推進するとともに、CNG車のさらなる普及に向けてCNG車普及促進展示会を開催します。

今年度開催予定の展示会

- ・富士宮市主催の「産業フェア」の中に参画し、天然ガス自動車普及促進展示・説明会を開催する

時 期 平成19年11月17日(土)～18日(日)

場 所 富士宮市民体育館(富士宮市外神東町115)

主 催 富士・富士宮市CNG車普及促進協議会

内 容 CNG車導入促進制度等の説明(運送事業者関係者対象)

CNG車の展示

- ・富士市主催の「富士市環境フェア」の中に参画し、天然ガス自動車普及促進展示を開催する

時 期 平成19年12月8日(土)

場 所 富士市農協会館ホワイトパレス

(富士市青島200番地の1)

主 催 富士・富士宮市CNG車普及促進協議会

内 容 CNG車の展示会(一般対象)

(2) 一般市民向けCNG車普及促進PR

富士・富士宮市CNG車普及促進協議会に関連する情報を、富士市及び富士宮市の広報紙や地方紙、ホームページに掲載します。また、CNG車普及促進用パンフレットを市民に配布し、CNG車の環境性能を広くPRします。

(3) 事業者向けCNG車普及促進PR

富士市・富士宮市の事業者で組織されている(社)富士環境保全協会等環境関連団体、「ISO14001環境マネジメントシステム」や「エコアクション21」などの環境管理システム導入事業所、運送事業所、荷主等に、CNG車普及促進用パンフレットを配布し、CNG車普及促進をPRします。

(4) 実績公表

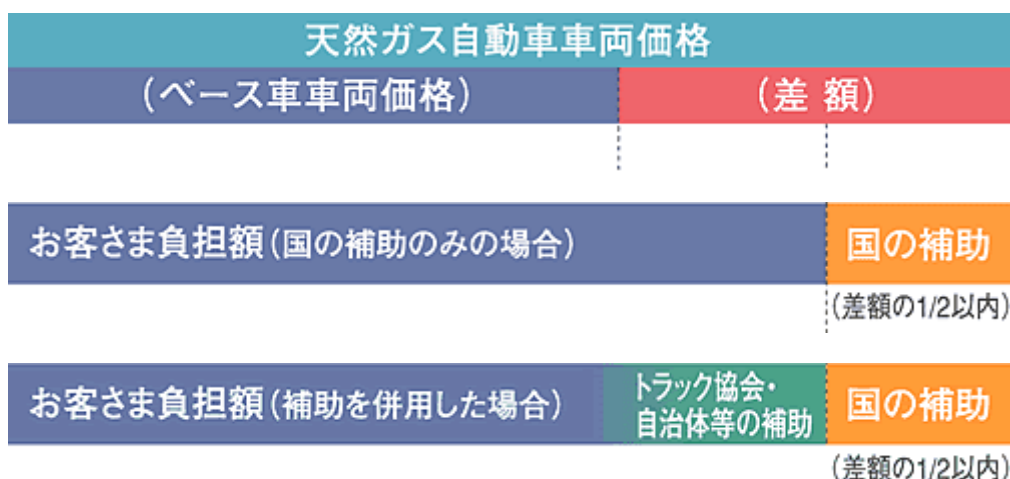
CNG車導入台数を把握するとともに、それに伴う大気汚染物質排出量の削減量を算定し、富士市及び富士宮市のホームページに掲載して公表します。

4 CNG車導入助成制度

(1) 補助・助成制度

CNG車導入に際しては、国等からの補助制度があります。経済産業省や国土交通省の補助制度では、ベース車価格との差額の1/2を上限として補助されます。また、トラック協会等の補助・助成制度もあり、お客様負担額をおさえることができます。

天然ガス自動車導入の価格イメージ



天然ガス自動車導入への補助制度

天然ガス自動車を導入する場合には、優遇税制や国の補助制度が受けられます。また、緑ナンバー車はさらにトラック協会の助成制度も受けられます。



出典：静岡ガス㈱ホームページ

国の補助制度の概要

A 国土交通省

補助対象事業者(申請者)

一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運

送事業者、自動車リース事業者およびこれらに準ずるものとして大臣が認定した事業者

(2) 補助対象車両

乗車定員11人以上のバス又は車両総重量(GVW)2.5 トン超のトラックで新車又はディーゼル車からの改造車であること。

(3) 最低導入台数

単年度にバス2台、トラック3台以上導入すること。

ただし、次のいずれかの条件を満たすものは1台からの導入でもよい。

CNG 普及促進モデル事業として導入する場合。

資本金3億円以下又は従業員300人以下の事業者で当該事業者のいずれかの事業所が、グリーン経営認証登録済、又はGマーク認定済み、もしくはISO9001/14001適合組織のいずれかであること。

(4) その他の要件

低公害車等に関する他の国の補助金(経済産業省の補助金)を受けていないこと。

割賦販売等により、自動車販売会社等に車両の所有権が留保されていないこと。

地方公共団体、バス協会、トラック協会等の協調補助があること。

(5) 補助額

バス CNG(新車)

車両本体価格の1/4

ただし、通常価格との差額の1/2を限度とする。

通常価格

車両長さ7m未満 :1,110万円

車両長さ7m以上9m未満 :1,260万円

車両長さ9m以上 :1,670万円

使用過程車のCNG車への改造

改造費の1/3

ただし、車幅2.3m以上2.4m未満の車両については当分の間1,470万円とする。

トラック

車両本体価格の1/4

ただし、改造費又は通常価格との差額の1/2を限度とする。

CNG車(新車)

最大積載量(減トン前)	改造費又は差額(補助額上限)
2トン以上4トン未満	980千円(490千円)
4トン以上8トン未満	3,200千円(1,600千円)

使用過程車のCNG車への改造

改造費の1/3

最大積載量(減トン前)	改造費又は差額(補助額上限)
2トン以上4トン未満	980千円(326千円)
4トン以上8トン未満	3,200千円(1,066千円)

(6) 受付期間

受付期間		要件
通常申請	H19.4.1～H20.1.31	H19.4.1～H20.3.31の間に車両登録するものに限る。 この期間に登録されない場合、申請の取り下げが必要です。
実績申請	H19.4.1～H20.2.29	H19.4.1～H20.1.31の間に車両登録が完了するものに限る。

B 経済産業省

(1) 補助対象事業者(申請者)

一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者、自動車リース事業者

(2) 補助対象車両

CNGトラックで、かつ、新車であること。

使用過程にあるディーゼルトラックをCNGに改造するもの。

(3) 導入台数

制限なし。1台/年から可。(率先導入計画書提出)

(4) その他の要件

低公害車等に関する他の国の補助金(国土交通省の補助金)を受けていないこと。

割賦販売等により、自動車販売会社等に車両の所有権が留保されていないこと。

この他にも、申請時期、申請手続き、事業完了時期について定めがありますのでご注意ください。

(5) 補助額

CNG車新車

最大積載量(減トン前)	補助額(上限)
2トン以上4トン未満	490千円
4トン以上8トン未満	1,600千円

CNG使用過程車

最大積載量(減トン前)	補助額(上限)
2トン以上4トン未満	320千円
4トン以上	1,060千円

出典:(財)運輸低公害車普及機構ホームページ

静岡県トラック協会

1. 助成の条件

(1)会員であって、次の、の形態により低公害車(新車)を19年度新規に導入し使用するものであること。原則として補助申請予定機関(国・トラック協会)への補助申請を提出し、交付決定後登録した車両とします。

『買取購入』……車両代金を現金等(原則登録から1ヶ月以内)で支払い、所有者が会員名義で取得するもの

『リース導入』……CNGは(財)運輸低公害車普及機構(以下「普及機構」という)・ハイブリッド車は(財)運輸低公害車普及機構または、一般のリース会社とのリース契約によって導入するもの

(2)助成対象車両は、車両総重量が2.5トン以上の貨物自動車運送事業の用に供する(緑ナンバー)車両であること(従いまして、小型商用バン等は助成の対象になりませんのでご注意願います。)

(3)低公害車の使用及び保管場所が静岡県下(伊豆、沼津、静岡、浜松ナンバー)であること。

(4)当会を通じ公募期間内に手続きを完了し、車両登録を平成20年2月29日までに確実に行うものであり平成20年3月5日までに実績報告書及び添付書類(領収書含む)が提出できること。

(5)本制度による助成は、CNG車とハイブリッド車は合わせて1事業者5両もしくは補助金額150万円までとします。

(6)ハイブリッド自動車の助成は、原則として国土交通省・経済産業省宛申請事業者とします。

(7)CNG車(使用過程にあるディーゼルからの改造)についても助成対象車種となります。

(8)その他ご不明の点につきましては当会あてご連絡下さい。

2. 助成の内容

(1)助成は、助成予算額の範囲内において、当会が定める低公害車導入促進助成要綱に基づき、助成の対

象となる低公害車の導入に係る費用の一部を助成します

買取購入の場合...取得費用(但し、標準仕様とし追加装備費用等は含まない)の一部を助成

リース導入の場合...リース料金の一部を助成

- (2)導入事業者は『助成額を控除した残額』を負担いただきます(「買取購入」・「リース」とも)
- (3)買取購入の場合において、車両取得(登録)時に発生する諸税・諸費用は助成対象となりません。
- (4)消費税は助成の対象となりません

3. 募集枠

CNG 天然ガス自動車(使用過程車改造含む)・・・新規導入 5,425,000 円(買取購入及びリース導入の合計)

ハイブリッド自動車・・・新規導入 9,446,000 円(買取購入 及び リース導入の合計)

4. 『買取購入』により車両を取得した場合の「助成金交付」及び「購入者負担金」の取扱について

- (1)購入した車両に対する「協会からの助成額」は、巻末の「助成額・料金一覧表」のとおり
- (2)購入(車両取得)時に一旦、取得費用の全額をお支払いいただき、助成金については別途交付請求手続きを経て、後日その交付を受ける形となります。
- (3)助成交付金の税法上の処理方法については協会までお問い合わせください。

5. 『リース契約』により車両を導入した場合の「購入者負担(=リース料の一部)」について

- (1)「導入事業者(車両ユーザー)の負担額(=リース料の一部)」は巻末の「助成額・料金一覧表」のとおり
- (2)「ユーザー負担額(=リース料の一部)」及び「消費税」をお支払いいただきます。

6. 『リース契約』により車両を導入した場合の助成期間について

- (1)リース会社とのリース契約期間に基づく車両の使用月数となります。
リース契約期間終了後の再リース契約分については、助成の対象とはなりません。

7. 申込みにあたっての注意等

- (1)CNG天然ガス車の燃料となるガスの種類は 13A ガスです。導入(車両の使用)地域周辺における燃料供給施設(CNGガスタンド/エコステーション等)の設置状況等を事前にご確認願います。
- (2)購入希望車種を取扱うディーラーとの間で事前の調整(車種選定等)をお勧めします。
申請の取り下げは平成 20 年 1 月 31 日までに必ずご連絡いただくようお願いいたします。2 月以降に取り下げの申し出があった場合には、翌年以降以降の低公害車助成を制限させていただく場合がございます。

平成19年度低公害車導入促進助成金交付額一覧表(予定)

CNG 天然ガス自動車(新車) (単位 = 円)
(リース・買取)

最大積載量	価格差	国土交通省	全ト協	静ト協	補助計	ユーザー負担
2tクラス	980,000	490,000	164,000	163,000	817,000	163,000
4tクラス	3,200,000	1,600,000	534,000	533,000	2,667,000	533,000

リースについては(財)運輸低公害車普及機構のみ

最大積載量が4tを超える車両については、4tクラスの助成額を限度とする。

CNG 車(使用過程車改造)最大積載量を問わず定額助成 (単位 = 円)

最大積載量	価格差	国土交通省	全ト協	静ト協	補助計	ユーザー負担
2tクラス	980,000	326,000	100,000	100,000	526,000	454,000
4tクラス	3,200,000	1,066,000	100,000	100,000	1,266,000	1,934,000

(社)静岡県バス協会

1 車両あたり 5 万円を限度とする。但し、1 会員あたり 20 万円を限度とする。

静岡ガス(株)による広告制度

静岡ガス(株)は、CNG車普及促進モデル事業参加事業者支援のため、モデル事業実施地域内で事業を行うCNG車1台につき、PRステッカー(NGVシンボルマーク)貼付を条件に車種に応じて、下記のとおり広告宣伝費をお支払します。

- ・バス(マイクロバスを含む) 270千円/台
- ・トラック(事業用4tクラス、塵芥車、保冷車等) 230千円/台
- ・家用2~3tクラス 200~280千円/台
- ・トラック(事業用2~3tクラス) 130千円/台
- ・小型ライトバン、軽自動車等 100千円/台

5 天然ガスステーション

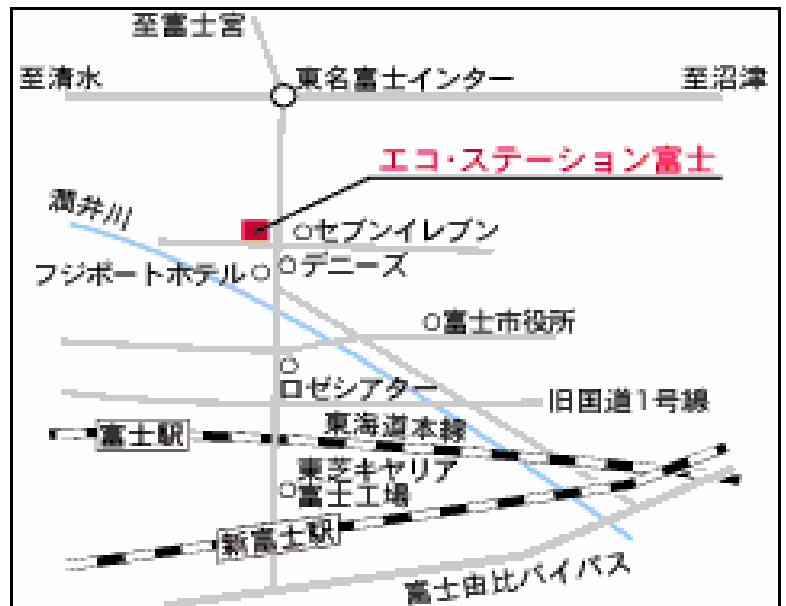
エコ・ステーション富士

〒417-0061

住所: 富士市伝法字中村 3201-1
鈴とトラックステーション
富士インターTS内

TEL: 0545(57)7550

運営時間: 24 時間営業



富士花の木エコ・ステーション

〒417-0001

住所: 静岡県富士市今泉字花の木
646-1 花の木SS隣接

TEL: 0545-52-9389

FAX: 0545-52-6261

平日: 7:30 ~ 20:00

日祝: 8:00 ~ 19:00

* 全国の天然ガスステーション

http://www.gas.or.jp/ngvj/ngas_stand.pdf

